

転入(小田原市へ異動)されたかたへ

次に該当されるかたは、手続きを行ってください。印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。

対象者	転入届後の手続き	窓口	必要なもの
□ マイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードをお持ちのかた	○カードの継続利用ができる場合があります。希望される場合はお申出ください ※本人か同一世帯のかたが手続きをしてください ※転入を届出した日から90日を過ぎると継続利用できなくなります ※暗証番号を入力していただきます ○マイナンバーカードに署名用電子証明書を格納していた場合、電子証明書は住所変更により失効します。必要な場合は改めて電子証明書を取得してください	3B窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】	・印鑑 ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・代理人(本人と同一世帯のかたに限る)が手続きする場合は代理人の本人確認書類 ・マイナンバーカード
□ 通知カードをお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください ※平成27年10月5日以降、はじめて国内に住民票をおかれたかたは、届出後約3週間で世帯主様あてに簡易書留により郵送されます	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各支所・連絡所・住民窓口	・通知カード ・印鑑 ・本人確認書類
□ 印鑑登録をされるかた	○登録の手続きをしてください ※本人以外のかたが代理申請される場合はお問い合わせください ※外国人住民のかたの登録は、本庁のみの取扱いとなります	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各支所・連絡所・住民窓口	本人が手続きする場合 ・実印(登録する印鑑) ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類
□ 国民健康保険加入者	○勤務先などの保険に加入していないかたは、国民健康保険の加入手続きをしてください	2番窓口 保険課 【TEL0465-33-1845】 各支所・連絡所・住民窓口	・高齢受給者証対象者は前市区町村の負担区分等連絡票 ※後日手続きする場合 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・窓口に来られるかたの本人確認書類 ・印鑑
□ 20歳以上の女性または40歳以上の男女で健診等を希望されるかた	○年齢やご加入中の健康保険に併せて対象となる健康診査やがん検診等の受診券を発行します	健康づくり課(保健センター内) 【TEL0465-47-0820】	
□ 海外からの転入で公的年金未加入のかた、又は国民年金任意加入をしていたかた	海外から帰国したかたで公的年金に未加入のかたは加入の手続きをしてください。また、国民年金の任意加入をしていたかたは強制加入への切り替えの手続きを行ってください	1A窓口 保険課国民年金係 【TEL0465-33-1867】	・マイナンバーカードまたは通知カード ・窓口に来られるかたの本人確認書類 ・印鑑

■お子さまに関する手続き

□ 小児医療証をお持ちのかた ひとり親家庭等医療証をお持ちのかた	○資格取得の手続きをしてください ※ひとり親家庭等医療は子育て政策課での手続きとなります	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	・医療費助成対象者の保険証のコピー ・印鑑 ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります。)
□ 児童手当の受給者 (注)原則請求月の翌月から支給されます(転入届をしたらすぐに申請してください)	※公務員の場合は、原則として職場での請求になります。ただし、印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員の場合は、市役所での手続きが必要です (注)原則、請求月の翌月から支給されます。前市区町村の転出予定日の翌日から15日以内または同月のうちに申請しないと、児童手当を受給できない月が発生します	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	本人が申請する場合 ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・児童が別居している場合は児童のマイナンバー確認書類 ・印鑑 ・申請者名義の通帳 ・厚生年金等の加入者は健康保険証のコピーまたは年金加入証明書 ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります。) ※代理人が申請する場合は上記の書類に加え下記の書類が必要です ・委任状等の代理権の確認できる書類 ・代理人の本人確認書類
□ 児童扶養手当(ひとり親の手当)の受給者または離婚後に転入のかた	○児童扶養手当の転入手続きまたは新規申請をしてください ※申請者によって手続きが異なりますので、詳しくは子育て政策課で確認してください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】	・印鑑 ・申請者名義の通帳 ・児童扶養手当の証書(転入の場合) ・申請者および児童のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・申請者の顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります。)
□ 公立小・中学校在学のお子さまがいるかた	○転校の手続きをしてください。新しい学校に提出する入学通知書を発行します ○指定された学校を変えたい場合 →就学指定校の変更手続きをしてください	3A窓口 戸籍住民課 各支所・連絡所・住民窓口 5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※入学通知書と前の学校から受け取った書類を新しい学校へ提出してください
□ 私立小・中学校在学のお子さまがいるかた	○区域外就学の手続きをしてください	5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	・学生証など
□ 保育園在園のお子様がいる、または保育所入所申込みをされているかた	○転入前に入所していた、もしくは入所申込みをしていた園に引き続き入所希望の場合は、改めて新規申込みが必要です	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	
□ 妊娠中のかた	○小田原市の妊婦健康診査費用補助券を発行しますので変更の手続きをしてください	健康づくり課(保健センター内) 【TEL0465-47-0820】	・母子健康手帳

裏面もご覧ください。

■ご高齢のかたに関する手続き

対象者	転入届後の手続き	窓口	必要なもの
□ 後期高齢者医療制度加入者	○県外から転入のかた 資格取得の手続きをしてください ○県内からの転入のかた 住所変更の手続きをしてください	1B窓口 保険課 【TEL0465-33-1843】 各支所・連絡所・住民窓口	・負担区分等証明書(前市区町村で発行) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・窓口に来られるかたの本人確認書類 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・窓口に来られるかたの本人確認書類
□ 介護保険加入者 ※要介護・要支援認定を受けていなかったかた、事業対象者でなかったかたは、手続きの必要はありません。被保険者証は数日後郵送されます	○要介護・要支援認定を受けているかた、事業対象者のかたは介護保険転入の手続きをしてください ※転入後すぐに高齢介護課の窓口で申請してください ※負担限度額認定が必要なかたは高齢介護課の窓口で申請してください ※転入先が介護保険施設等(住所地特例)の場合は手続きはありません	17番窓口 高齢介護課 【TEL0465-33-1872】 各支所・連絡所・住民窓口	・要介護・要支援認定を受けているかた、事業対象者のかた: 受給資格証明書(前市区町村で発行されている場合) ※転入日から14日を過ぎると、この証明書は無効になりますので十分注意してください
□ 60歳以上のかた	○希望者に福寿カードを交付いたします	16番窓口 高齢介護課 【TEL0465-33-1841】 各支所・連絡所・住民窓口	
□ 厚生年金・国民年金の受給者	○変更手続きの必要はありませんが、別送先登録者(住民票と郵便の送付先を変更しているかた)は変更手続きが必要です。詳しくは年金事務所にお問い合わせください	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】	○年金事務所へお問い合わせください
□ 共済年金・厚生年金基金の受給者	○必要な手続きは加入されていた共済組合または厚生年金基金へお問い合わせください	加入されていた共済組合または厚生年金基金	○加入されていた共済組合または厚生年金基金へお問い合わせください

■障がい等のあるかたに関する手続き

□ 重度障がい者医療 身体障害者手帳1級・2級 身体障害者手帳3級かつ IQ50以下のかた IQのみで35以下のかた 精神障害者保健福祉手帳 1級	○資格取得の手続きをしてください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1461】 各支所・連絡所・住民窓口	・保険証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード
□ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者	○住所変更の手続きをしてください ※受付時に小田原市での制度説明を行うため時間を要します	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1467】	・印鑑 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証 ・マイナンバーカードまたは通知カード <自立支援医療受給者のみ> ・保険証 ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります)
□ 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当・神奈川県在宅重度障害者等手当受給者	○住所変更の手続きをしてください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1446】	・印鑑 ・証書(特別児童扶養手当) ・マイナンバーカードまたは通知カード ※その他、手当によって持ち物が異なりますので、窓口にてご確認ください
□ 障害福祉サービス・障害児通所支援利用者	○改めて小田原市にてサービス利用の申請をしてください ※受付時に小田原市での制度説明を行うため時間を要します	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1467】	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・各種サービス受給者証 ・障害支援区分認定証明書 ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります)

■その他の手続き

□ 運転免許証をお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください	小田原警察署 【0465-32-0110】	○事前に左記窓口へお問い合わせください
□ 原動機付自転車等(排気量125cc以下のオートバイ等)を所有しているかた	○軽自動車税の申告手続き(転入)をしてください。 小田原市の標識を交付します ※前住所在地で廃車申告をしていない場合は、手続き方法を市税総務課で確認してください	8番窓口 市税総務課 【TEL0465-33-1343】	・印鑑 ・廃車証明書 ・本人確認書類(運転免許証等)
□ 排気量125ccを超えるオートバイを所有しているかた	○神奈川県運輸支局湘南自動車検査登録事務所(平塚市東豊田字道下369-10)で登録済証または車検証の住所変更をしてください	湘南自動車検査登録事務所 【TEL050-5540-2038】	○事前に左記窓口へお問い合わせください
□ 軽自動車を所有しているかた	○軽自動車検査協会神奈川県湘南支所(平塚市東豊田字道下369-13)で車検証の住所変更をしてください	軽自動車検査協会神奈川県湘南支所 【TEL050-3816-3119】	○事前に左記窓口へお問い合わせください
□ 飼い犬のいる場合	○飼い犬の登録の手続きをしてください	4階 環境保護課 【TEL0465-33-1484】	・新規の登録料:3,000円 ・前住所で登録されていたかた:1,600円、前住所在地での鑑札、愛犬手帳
□ 水道 (橋地区は県営水道です)	○開始の手続きをしてください(ハガキを提出してください) ○水道の用途(家庭用・事業用など)を確認し、変更がある場合は手続きをしてください ○橋地区のかたは神奈川県営水道お客様コールセンターへ連絡してください	水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】 神奈川県営水道お客様コールセンター 【TEL0570-005959】	※お客様の水道の需要者番号またはお客様番号が必要になりますので、確認してください(県営水道はお客様番号です) ・印鑑
□ 下水道	○井戸水を使用して公共下水道に接続されているかたは届け出が必要なため、ご連絡ください。届け出がないと、下水道使用料の算出ができません	5階 下水道総務課 【TEL0465-33-1616】	

※上記項目については、転入届により生じる行政手続きやその他、特に公益性の高い項目を掲載しております。

※小田原市のホームページでも、さらに詳しくご案内しております。<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>

支所:大窪支所、早川支所、豊川支所、上府中支所、下曾我支所、片浦支所、曾我支所
連絡所:中央連絡所
住民窓口:マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口